

令和 3 年 12 月 14 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について（案）

募集期間： 令和3年12月14日（火）から令和4年1月13日（木）17:00 まで
所 管： 自主規制企画分科会
内 容： 令和3年11月1日付で「金融サービスの提供に関する法律」が施行された。金融商品取引法第64条の7第6項及び「金融サービスの提供に関する法律」第78条第6項では、登録事務の適正な実施を確保するため、認可金融商品取引業協会と認定金融サービス仲介業協会との相互間の情報交換を促進するとともに、他方の協会に対し必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとされている。

今般、日本証券業協会と一般社団法人日本金融サービス仲介業協会の間において、上記の規定に基づき外務員の行政処分（外務員の登録を取り消し又は外務員の職務の停止を命ずる処分）に関する情報を相互に交換することを踏まえ、協会員が従業員等の適格性及び資質を判断し、もって投資者の保護及び証券市場の健全な発展に資するよう、交換を行った外務員の行政処分に関する情報について、採用時照会において本協会から協会員に回答するため、「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正する。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=58>

○本件に関するお問い合わせ先：自主規制本部 自主規制企画部（TEL：03-6665-6769）

以 上

「協会の従業員に関する規則」等の一部改正について（案）

令和 3 年 12 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 趣 旨

令和 3 年 11 月 1 日付けで「金融サービスの提供に関する法律」が施行された。金融商品取引法第 64 条の 7 第 6 項及び「金融サービスの提供に関する法律」第 78 条第 6 項では、登録事務の適正な実施を確保するため、認可金融商品取引業協会と認定金融サービス仲介業協会との相互間の情報交換を促進するとともに、他方の協会に対し必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとされている。

今般、日本証券業協会と一般社団法人日本金融サービス仲介業協会の間において、上記の規定に基づき外務員の行政処分（外務員の登録を取り消し又は外務員の職務の停止を命ずる処分）に関する情報を相互に交換することを踏まえ、協会員が従業員等の適格性及び資質を判断し、もって投資者の保護及び証券市場の健全な発展に資するよう、交換を行った外務員の行政処分に関する情報について、採用時照会において本協会から協会員に回答するため、「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正する。

II. 骨 子

1. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正（別紙 1）

- (1) 協会員が本協会に採用時照会を行わなければならない対象として、過去 5 年間のいずれかの時点において金融サービス仲介業者の外務員であった者又は現に金融サービス仲介業者の外務員である者を追加することとする。

（第 5 条第 2 項）

- (2) 本協会が、協会員から採用時照会を受けた際、当該照会に係る者について、金融サービスの提供に関する法律第 77 条において準用する金融商品取引法第 64 条の 5 第 1 項の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分に関する情報を回答することとする。

（第 5 条第 5 項第 2 号）

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正（別紙2）

本協会が、協会員から金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者及び金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者に関して採用時照会を受けた際、当該照会に係る者について、金融サービスの提供に関する法律第77条において準用する金融商品取引法第64条の5第1項の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分に関する情報を回答することとする。

（第15条第4項第1号）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和○年○月○日から施行する。（改正の日から施行することとする）。

パブリックコメントの募集スケジュール等

（1）募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和3年12月14日（火）から令和4年1月13日（木）17:00まで（必着）

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=58>

（2）意見の記入要領

件名を、『協会の従業員に関する規則』等の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-6665-6769）

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 3 年 12 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（本協会への照会） 第 5 条 （ 現行どおり ） 2 協会員は、過去 5 年間のいずれかの時点において他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は金融サービス仲介業外務員（金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第 75 条第 1 項に規定する外務員をいう。以下同じ。）であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者又は金融サービス仲介業外務員である者を採用しようとする場合は、第 5 項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 3・4 （ 現行どおり ） 5 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。 1 （ 現行どおり ） 2 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合及び金サ法第 77 条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分 3～5 （ 現行どおり ）	（本協会への照会） 第 5 条 （ 省 略 ） 2 協会員は、過去 5 年間のいずれかの時点において他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第 5 項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。 3・4 （ 省 略 ） 5 （ 同 左 ） 1 （ 省 略 ） 2 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分 3～5 （ 省 略 ）

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。	

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

令和 3 年 12 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（本協会への照会） 第 15 条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。 1 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合及び金融サービスの提供に関する法律第 77 条において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分 2～5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。	（本協会への照会） 第 15 条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 （ 同 左 ） 1 金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分 2～5 （ 省 略 ）